

すなやま・けんいち

株式会社ゆう建築設計代表取締役。建築設計と企画を一体的に行う「建築企画」のバイオニア。関西を中心に80を超える医療・介護施設の設計を手がけ、近年では医療法人等を対象とした高齢者住宅事業のセミナーを各地で展開している。1972年、SANT-LUC DE TOURNAI 建築学校(ベルギー)留学。75年、京都大学工学部建築系学科修士課程修了。81年、ゆう建築設計設立。著書に、「医療・介護・建築関係者のための高齢者の住まい事業企画の手引き」(学芸出版社)等
http://www.eusekai.co.jp/
E-mail:sunayama@eusekai.co.jp

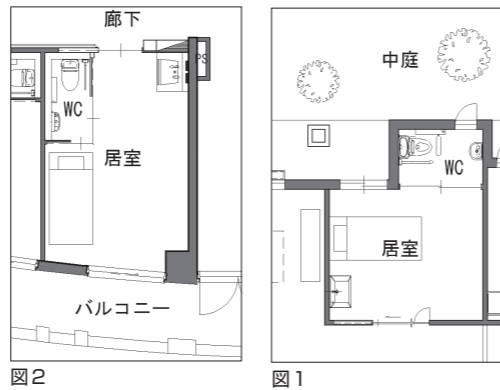


図2

図1

多様化する特養 建築から新たな可能性を探る

モノ



身体的な状況の変化にも対応する 居室内トイレの建築的工夫

砂山憲一 株式会社ゆう建築設計代表取締役

居室II住み続ける場所

「特養の居室と病院の個室病室は、形態はよく似ていますが内容は全く異なります。特養の居室は住み続ける場所であるのに対し、病室は一時的に使用する部屋であり、住まいとは言えません。」

居室が住まいであるためには、住む方がその場所に安心感を持ち、自分を守ってくれる場所と感じられることが必要です。また、心理的安心感に加えて、機能的にも安心して住めることが大切です。高齢者の住まいでは、身体的な状況の変化にもかかわらず、住み続けることが可能となる建築的対応が重要と言えるでしょう。

今回から2回にわたって、居室におけるさまざまな工夫について報告します。今回のテーマは、居室内トイレについてです。

トイレを使い続けるために

高齢者にとって、建築的な工夫があるのは、トイレ、浴室、洗面などです。特にトイレはできるだけ自力で行きたいという思いが強いものです。

一般にトイレには、居室内に付



写真4 体が不自由になり、壁を引き込んだ状態



写真3 引き戸を開けた状態



写真2 元気な段階でのトイレ。引き戸を閉めた状態

属したものと居室外に共同のトイレを設置したもの、2タイプがあります。当社の設計では、居室内

トイレにも、入口近くに置いたものと窓側に設置したものとがあり、後者は居室を方形の形で使えることが特徴です。図1および写真1は窓側にトイレを設置した例です。

居室内にトイレをつくった場合でも、体が不自由になるにつれ、居室内のトイレではなく、ポータブルトイレを使用するようになり、そのことを考慮して、最近の設計では居室内トイレの割合は少なくなっています。しかし、居室外にトイレをつくる場合は、その場所までたどり着けることを前提としているため、元気な方は使えますが、身体の不自由な方はポ



写真1 窓側にトイレを設置した例

ホーム「柴井野ヒルズひまわりの里」でそのアイデアが形となりました。

動くトイレの壁

図2および写真2、写真4は、壁が動くトイレです。

写真からもわかるように、トイレの壁が引き込めるようになっていきます。この状態で、体の状態に合わせて手すりを取りつけられ、少し動ける方であれば自力でトイレを使うことが可能です。もちろん、体が不自由になれば、おむつを使うことになるでしょうが、それでもこの方式はトイレを使える期間を長くする可能性があります。このトイレは今後、使用された方の意見を参考にしながら改良していく予定です。

居室内トイレ手すりは後づけ

トイレ内部についても検討項目が3点あります。

①手すりなどは後づけに
手すりなどは、体の状態に合わせて設置するのが原則で、後づけにします。そのため、壁に下地を取りつけておきます。

②トイレ内照明の照度は昼と夜で
1タブルトイレやおむつに頼ることになります。

ベッドをトイレの横へ

数年前、居室内にトイレを設置した特養の住み方調査を行った際、体の不自由な方がトイレの真横にベッドを移動していました。その理由は、「体が不自由でも一歩は動けるので、トイレの真横にベッドを置いて、引き戸を開けばなしにして使っている」でした。私はやはり、「できる限りトイレは自分で行きたい」のだと再確認し、建築的に工夫できないかと考えました。

1つの方法として、水洗ポータブルトイレという製品があります。ポータブルトイレに自由に動く配管をつなぎ、ベッドの横において使用するものです。

これも1つの解決方法ですが、体の状態に合わせてトイレの形態を変えることで、自身でトイレを使い続けることができる形を考えました。そのアイデアを2年ほど前に雑誌に発表したところ、社会福祉法人ひまわりの里の佐藤恭之理事長に賛同いただき、今春オープンした住宅型有料老人

夜の間を昼並みにすると、覚醒して眠れなくなるため、時間にあわせて照度を変えられる照明が商品化されています。

③居室内トイレに手洗いが必要か
これは意見が分かれるところで、これは意見が分かれるところで、スペースの関係で小さな手洗いを置く場合がありますが、実際に使いやすいかが問題です。居室内の近い位置に洗面台がある場合は、そこで手を洗うという考えもあります。一方で、介護者にとっては、トイレ内手洗いは小さくても欲しいところです。

永く住み続けるために

先月号で紹介しました愛媛県の特養「山田井の郷」は、入居した部屋に最新まで住み続けることが可能なように、すべての居室に医療ガス装置を設置しました。これからの特養は、居室は「終の棲家」という前提で設計しなければならぬでしょう。以前から使っていた家具を持ち込むなどの工夫もこの考えによるものです。

建築的には、体の状態が変化しても住み続けることができるような工夫が必要です。